

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

社債発行差金の償却は償還期間で

Q：平成10年度に改正された社債発行差金の取扱いについて教えてください。

A：社債発行差金については、償還期間で按分し損金、益金に算入することになりました。

【解説】

法人が社債等を発行した場合、その券面金額が発行価額を超えるときは、その超える部分の金額は社債発行差金とされ、繰延資産として償却することとされています。

社債発行差金はこれまで、①償還期限が1年以内の特別の割引債と、②証券取引法の規定により公募等で発行される利付債については、任意償却、③それ以外の社債（私募債など）は支出の効果が及ぶ期間で均等償却することとされていました。

今回の改正で、社債発行差金については、その種類によって区別することなく、社債等の償還期間にわたって償却することとされました。

また、社債等を発行した場合の発行差益の益金算入の規定が設けられ、社債等をオーバー発行した場合の発行差額は、償還期間にわたって益金の額に算入することとされています。

上記の改正は、平成10年4月1日以後に発行するものから適用されます。

